

小規模事業場産業医活動助成金

本助成金制度は、小規模事業場が、①小規模事業場産業医活動助成金（産業医コース）②小規模事業場産業医活動助成金（保健師コース）のいずれかの助成金を申請し、かつ、労働者が産業医又は保健師に直接健康相談できる環境を整備した場合に「独立行政法人労働者健康安全機構」より助成を受けることができる制度です。

＜制度の概要＞

1. 本助成金の概要

小規模事業場が、

- ① 産業医の要件を備えた医師と職場巡視等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約
 - ② 保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導等、産業保健活動の全部又は一部を実施する契約
- のいずれかの契約を締結し、かつ、労働者が産業医又は保健師に直接健康相談できる環境を整備した上で、労働者へ周知した場合に助成を受けることができます。

2. 助成を受けるための事業場の要件

次の3つの要件を全て満たしていること

- ① 労働保険の適用事業場であること
- ② 中小事業主であること
- ③ 小規模事業場であること

中小事業主：次の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時使用する労働者の数」のいずれかを満たす事業主が「中小事業主」に該当します。

産業分類	資本金の額・出資の総額	常時使用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

3. 不支給要件

- ① 支給申請書の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納が継続している場合
- ② 支給申請書の提出日又は支給決定日の時点で、本助成金の不支給措置が取られている場合
- ③ 暴力団関係事業場（事業者が暴力団員に該当する事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等）であると認められる場合
- ④ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している場合
- ⑤ 支給申請書の提出日又は支給決定通知日の時点で倒産している場合
- ⑥ 不正受給が発覚した際に機構理事長が実施する事業者名の公表について、あらかじめ同意していない場合
- ⑦ 支給申請書の提出日の前日から起算して1年前の日までの間に、労働関係法令違反を行ったことが明らか（司法処分等）である場合

4. 助成を受けるための取組の要件

- ① 産業医活動に係る契約（産業医と職場巡視等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約）又は産業保健活動に係る契約（保健師と保健指導等、産業保健活動の全部又は一部を実施する契約）のいずれかの契約を締結し、かつ、労働者が産業医又は保健師に直接健康相談できる環境を整備する内容を盛り込んで契約を締結していること。（連続する6か月以上の契約）（※）
- ② 事業者は労働者に対して「労働者が産業医（保健師）へ直接健康相談ができる方法等」を周知していること。
- ③ 産業医活動又は産業保健活動を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

※ ①には、次の事項が記載されている必要があります。

- 産業医又は保健師が直接健康相談を受ける内容と契約期間
- 上記に要する費用
- 法人と契約する場合は、産業医又は保健師とした勤務医又は勤務保健師の氏名（複数名の場合は、代表者1名）
- 労働者が産業医又は保健師へ直接健康相談ができる仕組み
- 申請事業場の名称
- 小規模事業場産業医活動助成金（産業医コース）又は小規模事業場産業医活動助成金（保健師コース）において申請していないし申請したことがある場合、申請に当たって当機構に送付した、実施額を証明する資料

5. 助成対象

本助成金は産業医活動に係る契約又は産業保健活動に係る契約のいずれかの契約を締結し、かつ、「労働者が事業者を介さずに、産業医又は保健師に直接健康相談を実施できる環境」を整備した場合に限り、その費用を助成するものです。ただし、物品に係る費用は対象とはならず、小規模事業場産業医活動助成金（産業医コース）又は小規模事業場産業医活動助成金（保健師コース）において申請した実施額は対象となりません。

6. 助成金額

産業医活動契約又は産業保健活動契約に基づき実施した継続する6か月以上の産業医活動又は産業保健活動について、労働者が直接産業医又は保健師に相談できる環境の整備に要した費用に対し、100,000円を上限に支給します。ただし、1事業場当たり将来にわたり2回限り助成されます。

詳しくは、「独立行政法人労働者健康安全機構」HP [令和4年度小規模事業場産業医活動助成金（直接健康相談環境整備コース）](#)
「令和4年度版「小規模事業場産業医活動助成金【直接健康相談環境整備コース】の手引き」[\(2022040655.pdf\(roumu.com\)\)](#)